

平成20年6月4日

各 位

会 社 名 株式会社ネットインデックス
 代 表 者 名 代表取締役執行役員社長 鶴野 正康
 (J A S D A Q ・ コード 6 6 3 4)
 問 合 せ 先
 役 職 ・ 氏 名 取締役執行役員経営企画室長 土屋 昌司
 電 話 0 3 - 5 2 5 0 - 7 2 0 0

「定款変更に関するお知らせ」の一部追加及び修正について

平成20年5月15日に公表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」について、本日の取締役会にて変更案の内容の一部追加及び修正を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 修正の理由

(会計監査人の選任)に関し、会社法第344条第1項及び同法第3項の規定を当社定款に明確に記載するもの及び会社法第427条第1項の規定に基づき会計監査人の責任限定契約を締結できる旨、当社定款に追加するものであります。

2. 修正・追加内容

<訂正前>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(機関) 第4条 当社は株主総会および取締役会のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関) 第4条 当社は株主総会および取締役会のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第7章 会計監査人 (会計監査人の選任) <u>第39条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u> (会計監査人の任期) <u>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> (会計監査人の報酬等) <u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

<訂正後> (修正・追加箇所は二重下線で表示しております。)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか次の機関を置く。	第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
(3) 監査役会	(3) 監査役会
	(4) <u>会計監査人</u>
(新 設)	第 7 章 会計監査人
(新 設)	(<u>会計監査人の選任</u>)
	<u>第39条 当社の会計監査人は、監査役会の同意を得て、株主総会において選任する。</u>
(新 設)	(<u>会計監査人の任期</u>)
	<u>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
	② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	(<u>会計監査人の報酬等</u>)
	<u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
(新 設)	(<u>会計監査人の責任免除</u>)
	<u>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

以上